

広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則

平成26年11月6日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成26年広島県後期高齢者医療広域連合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条第6号の規則で定める事情)

第2条 条例第4条第6号の規則で定める事情は、育児休業の承認が、条例第6条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこととする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）

(2) 養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めるようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第4条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第5条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、書面により、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 育児休業に係る子が死亡した場合

(2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

(3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 前項の規定による届出は、養育状況変更届により行うものとする。

3 第3条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(育児休業をしている職員の職務復帰)

第6条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は育児休業の承認が取り消されたとき（条例第6条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（条例第10条第7号の規則で定める事情）

第6条の2 条例第10条第7号の規則で定める事情は、育児短時間勤務の承認が、条例第12条第1号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第2条各号に掲げる場合に該当することとなったこととする。

（育児短時間勤務の承認の請求手続）

第7条 育児短時間勤務の承認の請求は、育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 第3条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認の請求について準用する。

（育児短時間勤務の期間の延長の請求手続）

第8条 前条の規定は、育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第9条 第5条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

（部分休業の承認の請求手続）

第10条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書により行うものとする。

2 第3条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

（部分休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第11条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、職員の育児休業等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月20日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。